

ブロードバンドサービスに関する  
ユニバーサルサービス制度における  
コスト算定等に関する研究会(第12回)  
事業者ヒアリング ご説明資料

2024年9月20日

# アジェンダ

1. 特異判定式における算定方法(追加ご説明)
2. 維持管理において事業者が行う設備更新(追加ご説明)
3. 負担金を徴収する対象
4. 各種報告の手法等

現行のブロードバンドユニバーサル制度(ラストリゾート責務を負う事業者が存在しない)を前提としたものです

- 特異判定式は、①公設地域又は②未整備地域に限って適用する判定式として、「実際の構築費用」を用いつつコスト算定するものとされており、以下のようになることを想定しています
- なお、設備共用により他事業者から回収している費用や、自治体様から補助された維持管理費用がある場合は、その額を控除して交付金を算定することが適当だと考えます

## 特異判定式により算定される費用項目と算定方法(概要)

| 費用項目                               | 算定式 等                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設保全費等                             | <p>「実際の構築費用(投資額)」× 維持管理係数 <span style="float: right;">本日ご説明(維持管理係数)</span></p> <p>【投資額】 補助金等による整備額相当、事業者による投資額(設備更新含む)</p> <p>【維持管理係数】 NTT東西の場合は、接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いることを想定<br/>(減価償却費・除却費※を除く実績費用を取得固定資産価額で除して算定された比率)<br/>※除却費については実績費用を反映</p> |
| 減価償却費<br>(設備更新に係るもの)               | <p>「実際の構築費用(投資額)」「(設備更新に係るもの) ÷ 耐用年数 <span style="float: right;">本日ご説明(設備更改)</span></p> <p>【投資額】 事業者による設備更新に係る投資額 ※補助金等による整備額相当は除く</p>                                                                                                             |
| 資本コスト<br>(自己資本費用、他人資本費用、<br>利益対応税) | <p>接続料規則に基づく算定<br/>(「実際の構築費用」を取得固定資産価額として、取得固定資産価額・正味固定資産価額を用いて算定)</p>                                                                                                                                                                             |
| 利用部門コスト                            | <p>実際の全国平均単価 × 需要数<br/>(全国平均単価は、1回線あたりFTTH収入見込額※に、収入額に対する利用部門コストの比率※を乗じて算定) ※事業者ごとの実績</p>                                                                                                                                                          |

「実際の構築費用」を用いる対象

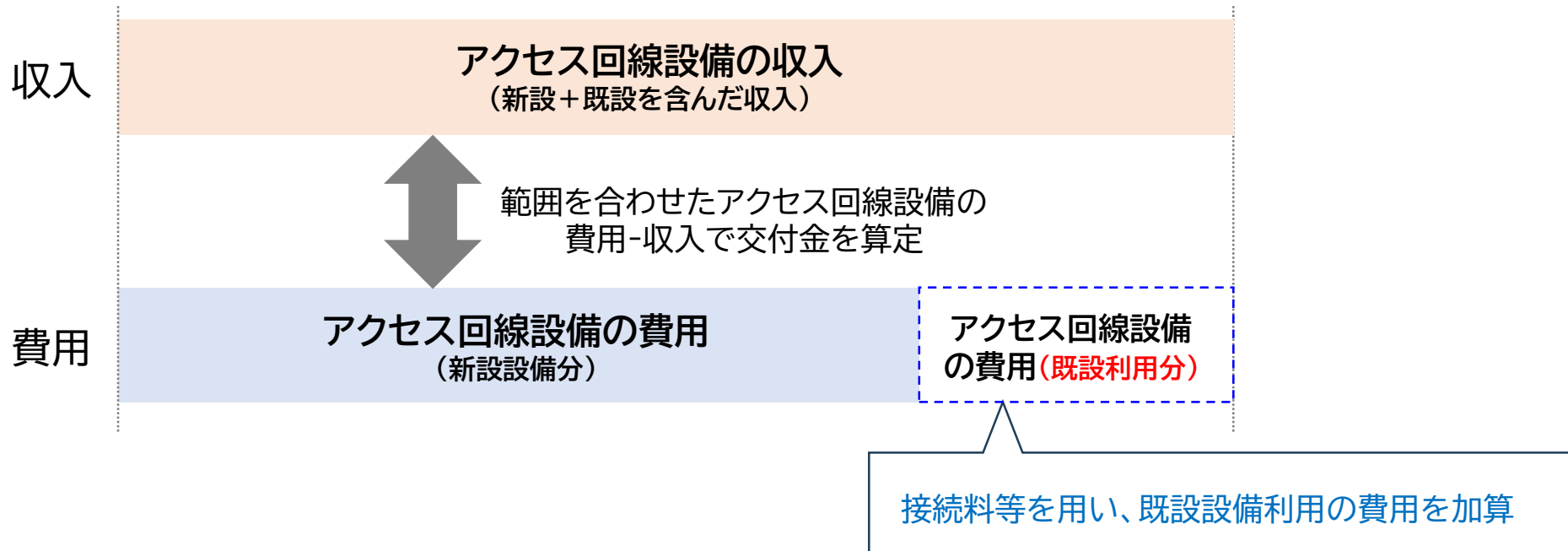
支援区域への役務提供において、公設設備・新規整備として構築した設備の他に、事業者が設置する既存の電柱等を用いる場合には、収入費用方式における収入・費用の対象範囲を合わせる過程で、既設設備の利用に係る費用(電柱添架料等の接続料や標準判定式により算定)を町字ごとの収入見込額から控除すること等により、収入・費用とも交付金算定対象範囲から除くことを想定



# 1. 特異判定式における算定方法(追加ご説明:既設設備の扱い)

- 支援区域への役務提供において、公設設備・新規整備として構築した設備の他に、効率的な設備構築を行うため、事業者が設置する既存の電柱等を用いる場合には、そのコストも交付金の対象とすべきと考えます
- 当該コストを交付金に織り込む算定方法として、収入と費用の範囲を合わせる際、費用を加算する方法が考えられます
- なお、事業者が設置する既存の電柱等を利用する際に加算するコストについては、透明性の観点から、総務省から認可を受けている接続料等を用いることが適切だと考えます

## ■収入と費用の範囲を合わせるイメージ



# (参考)既設設備の利用に係る費用の算定方法

- 既設設備の利用に係る費用は、電柱添架料等の接続料等を用いて、単価×利用数量で算定することを想定しております

(参考)第一種指定電気通信設備の接続料の算定に用いる単価(接続約款より抜粋)

## 2-2 管路に係る料金額

(NTT東日本の場合)

1条あたり1メートルごとに年額

| 適用する行政区域 | 内 容  |
|----------|------|
| 北海道      | 178円 |
| 青森県      | 187円 |
| 岩手県      | 331円 |
| 宮城県      | 324円 |
| 秋田県      | 223円 |
| 山形県      | 188円 |
| 福島県      | 242円 |
| 茨城県      | 203円 |

|      |      |
|------|------|
| 栃木県  | 234円 |
| 群馬県  | 244円 |
| 埼玉県  | 231円 |
| 千葉県  | 212円 |
| 東京都  | 445円 |
| 神奈川県 | 337円 |
| 新潟県  | 242円 |
| 山梨県  | 299円 |
| 長野県  | 202円 |

(NTT西日本の場合)

1条あたり1メートルごとに年額

| 適用する行政区域 | 内 容  |
|----------|------|
| 富山県      | 158円 |
| 石川県      | 160円 |
| 福井県      | 164円 |
| 岐阜県      | 199円 |
| 静岡県      | 224円 |
| 愛知県      | 204円 |
| 三重県      | 203円 |
| 滋賀県      | 205円 |
| 京都府      | 301円 |
| 大阪府      | 238円 |
| 兵庫県      | 264円 |
| 奈良県      | 234円 |
| 和歌山県     | 262円 |
| 鳥取県      | 195円 |
| 島根県      | 199円 |

|      |      |
|------|------|
| 岡山県  | 189円 |
| 広島県  | 200円 |
| 山口県  | 162円 |
| 徳島県  | 207円 |
| 香川県  | 193円 |
| 愛媛県  | 181円 |
| 高知県  | 169円 |
| 福岡県  | 245円 |
| 佐賀県  | 182円 |
| 長崎県  | 166円 |
| 熊本県  | 233円 |
| 大分県  | 225円 |
| 宮崎県  | 160円 |
| 鹿児島県 | 212円 |
| 沖縄県  | 304円 |

## 第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額

1,113円 1,023円 とします。

(凡例)

\_\_\_\_ NTT東日本 \_\_\_\_\_ NTT西日本

# 1. 特異判定式における算定方法(まとめ)

- 特異判定式は、①公設地域又は②未整備地域に限って適用する判定式として、「実際の構築費用」を用いつつコスト算定するものとされており、以下のようになることを想定しています
- なお、設備共用により他事業者から回収している費用や、自治体様から補助された維持管理費用がある場合は、その額を控除して交付金を算定することが適当だと考えます
- 支援区域への役務提供において、公設設備・新規整備として構築した設備の他に、効率的な設備構築を行うため、事業者が設置する既存の電柱等を用いる場合には、そのコストも交付金の対象とすべきと考えます

## 特異判定式により算定される費用項目と算定方法(概要)

| 費用項目            |                                | 新設設備・譲受設備に係る算定式 等                                                                                                                                                                                                                 | 既設設備に係る算定式                                 |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 「実際の構築費用」を用いる対象 | 施設保全費等                         | 「実際の構築費用(投資額)」× 維持管理係数<br>【投資額】 補助金等による整備額相当、事業者による投資額(設備更新含む)<br>【維持管理係数】 NTT東西の場合は、接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いることを想定(減価償却費・除却費※を除く実績費用を取得固定資産価額で除して算定された比率)<br>※除却費(除却損、撤去費用)を含まない比率を用いることとし、設備更新に際して生じる除却損・撤去費用は減価償却費と同様の扱いとすることを想定 | 単価×利用数量<br>【単価】<br>電柱添架料等の接続料<br>標準判定式の入力値 |
|                 | 減価償却費<br>(設備更新に係るもの)           | 「実際の構築費用(投資額)」(設備更新に係るもの)÷ 耐用年数<br>【投資額】 事業者による設備更新に係る投資額 ※補助金等による整備額相当は除く                                                                                                                                                        | 【利用数量】<br>既設電柱への添架数等                       |
|                 | 資本コスト<br>(自己資本費用、他人資本費用、利益対応税) | 接続料規則に基づく算定<br>(「実際の構築費用」を取得固定資産価額として、取得固定資産価額・正味固定資産価額を用いて算定)                                                                                                                                                                    |                                            |
| 利用部門コスト         |                                | 実際の全国平均単価 × 需要数<br>(全国平均単価は、1回線あたりFTTH収入見込額※に、収入額に対する利用部門コストの比率※を乗じて算定) ※事業者ごとの実績                                                                                                                                                 |                                            |



## 2. 維持管理において事業者が行う設備更新

9月4日ご説明資料を一部修正

減価償却費  
(設備更新に係るもの)

=

実際の構築費用(投資額)

÷

耐用年数  
(設備種別ごと)

### (事業者が行う設備更新)

- 特異判定式が適用される公設設備又は未整備地域において、整備(譲受)後に事業者が行う設備更新としては、以下のようなケースが考えられます
- これらの設備更新に係る構築費用(投資額)については、地域ごとや事象ごとに多様であることから、発生の都度、個別に把握し減価償却費※の算定を行っていくことが適当と考えます。
  - ① 道路拡幅工事等に伴う設備移転のための除却・再投資
  - ② 鳥獣害等により損壊した設備の復旧
  - ③ 老朽化等による故障等に伴う設備取替
  - ④ 災害等により損壊した設備の復旧
  - ⑤ サービス維持のための設備更新  
サービス維持の範疇(市場における技術進展に追随する設備更新※を含む)を超えると考えられる更新については、交付金算定対象から除外  
※現行の物品が寿命を迎えた場合において、新しい現行機種に取り替えるための設備更新に限らず、市場の技術進展に伴い現行スペックを上回る機種のほうが安価に調達できる場合や、現行機種の調達ができない場合など
- 当社としては、個別に把握した投資額及びそれに基づき算定した減価償却費※について総務省へ報告し、その内容を確認いただく考えです

※設備更新に際して生じる除却損・撤去費用は減価償却費と同様の扱いとすることを想定

## 2. 維持管理において事業者が行う設備更新(災害等における区分)

<構成員からのご質問>

- 大規模災害とその他災害は、どのような考え方で区別しているのか
  - 事務局資料で示された、災害対応としての別の制度があるのであれば、二重計上とならないようにすべきではないか
- 
- 災害には、営業費用として計上するような一般的な災害と、特別損失を計上するような大規模な災害に区分され、いずれの整理とするかについては、災害の規模等を総合的に勘案して判断します
  - 事務局資料の「(電話ユニバのような)特別損失対応」は、3条許可制度を指しており、特別損失に計上される費用を交付金の原価に含めるか個別に判断いただく制度と認識しています
  - なお、営業費用と特別損失のどちらにも計上する費用はないため、二重計上することはありません



# (参考)電話のユニバーサルサービス制度における特別損失対応(省令抜粋)

## 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則

(遵守義務)

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者(第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。)、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

## 2. 維持管理において事業者が行う設備更新(更新の事例)

<構成員からのご質問>

- 老朽化等による故障等に伴う設備取替は、ある程度予見性をもって計画的に実施するものなのか
  - 設備更新費用は年間どの程度発生しているのか（サンプルでも良いので提示頂けないか）
- 平時に発生する設備更新のうち、老朽化による故障等に伴う設備更新は、一般的に耐用年数経過前後で発生することから、ある程度予見は可能である一方、交付金対象地域はルーラルエリアであり、例えば気象条件が非常に厳しい場合など、必ずしも老朽化の度合いが全国と同一であるとは限らないことから、設備更新の都度、個別対応とすることが適切であると考えます
  - 道路拡幅工事等に伴う設備移転や、鳥獣害・災害等による損壊は、耐用年数期間中にも、気象や移転要請などの外的要因に伴い発生するものであり、その発生時期について正確に予見することは困難であるため、それらも個別対応とすることが適切であると考えます
  - これらの更新費用(投資額)は、数百万円から数千万円規模のものが年に数件、各エリアで発生しておりますが、特別損失を計上するような大規模災害の場合には、数億円から数十億円規模となることもあります

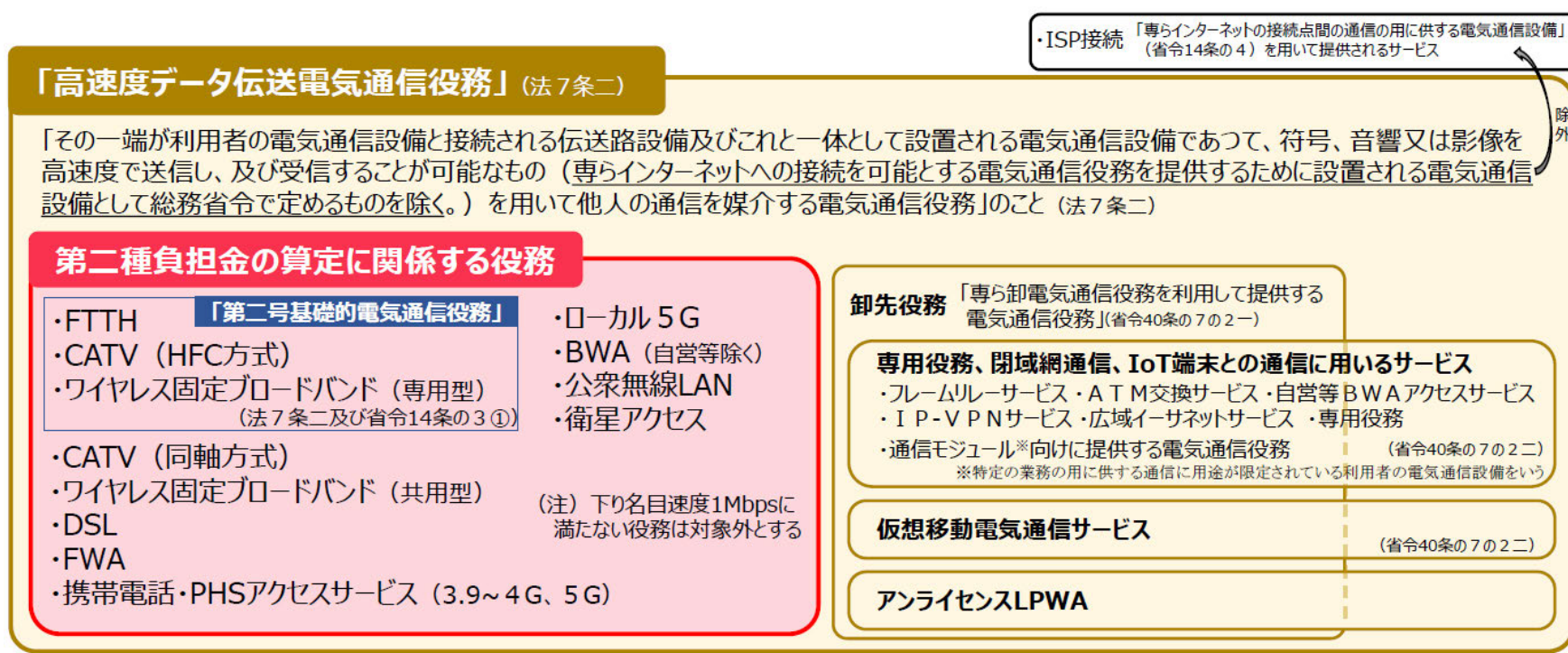
サンプル調査に基づく件数・費用(2023年度)

構成員限り

|                              |                  | 件数 | 投資額 | 件数 | 投資額 | 件数 | 投資額 |
|------------------------------|------------------|----|-----|----|-----|----|-----|
| 取得固定資産価額(光ケーブル、電柱、管路等)       |                  |    |     |    |     |    |     |
| 設備更新に係る投資額<br>(光ケーブル、電柱、管路等) | ① 道路拡幅工事等に伴う設備移転 |    |     |    |     |    |     |
|                              | ② 鳥獣害等により損壊      |    |     |    |     |    |     |
|                              | ③ 老朽化等による故障      |    |     |    |     |    |     |
|                              | ④ 災害等により損壊       |    |     |    |     |    |     |

### 3. 負担金を徴収する対象

- 第二種負担金の算定にあたっては、本交付金制度の見直しによらない電気通信事業報告規則の改正等により算定対象役務・算定対象契約数の変更が予期せず生じることのないよう留意する必要があると考えます  
(電気通信事業報告規則は、交付金制度における算定の目的のみに制定されたものではないことから、第二種負担金の算定対象役務を交付金・負担金算定等規則に定めただけで、報告規則において、第二種負担金の算定に用いる報告を定めることが適当であると考えます)
- 2月答申において、専用役務・閉域網通信・IoT端末との通信に用いるサービスは負担金の対象外とされていることから、ローカル5G等の役務を閉域通信として利用する場合についても、負担金の対象外とされるよう、省令に定めていただくことが必要と考えます





# (参考)負担金の徴収対象外となっている役務(2月答申・省令抜粋)

ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方(答申)(令和5年2月)(抜粋)

7. 第二種負担金の在り方 (4)第二種負担金の算定の考え方 ②専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて

(ウ)考え方

専用役務や閉域網通信<sup>44</sup>は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。

加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。

そのため、当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

---  
44: 広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、閉域網通信に含まれるものと考えられる。

## 電気通信事業法施行規則

(法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
  - イ フレームリレーサービス(様式第四に規定するものをいう。)
  - ロ ATM交換サービス(様式第四に規定するものをいう。)
  - ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
  - ニ IP—VPNサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)
  - ホ 広域イーサネットサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)
  - ヘ 専用役務
  - ト 仮想移動電気通信サービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)
  - チ 通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)向けに提供する電気通信役務

※現行省令は上記の通り。ローカル5Gサービスにおける閉域通信についても負担対象外とするよう、省令に規定していただきたい

## 4. 各種報告の手法と頻度の考え方

- 電気通信事業者から総務省・支援機関への各種報告に係る報告頻度・内容について、当社の考え方は下表のとおりです

| 報告対象                                     | 当社の考え                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①負担金の徴収対象であるか否かのメルクマールである「10億円」を超えたことの報告 | 事務局案のとおりでよいと考えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ②回線数報告                                   | ⑤集合住宅・法人向け役務の報告について、高速度データ伝送電気通信役務としてのサービスパックを決定し、エンドユーザーへ提供している事業者は接続事業者であり、負担金の徴収対象事業者であることから、回線数の報告事業者は接続事業者であるとする事務局案は適当と考えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ③海底ケーブル・陸揚局の共用状況の報告                      | 事務局案のとおりでよいと考えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ④放送役務との共用状況の報告                           | 事務局案のとおりでよいと考えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑤民間移行を受けた旧公設設備関係の報告                      | 事務局案のとおりでよいと考えます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑥FTTHの収容ルータやHFCの5Gコアに係る報告                | <p><u>公表によりセキュリティ・安全保障上のリスクが生じるものや当社経営情報にあたるものについては、公表は行わず、総務省への個別報告とさせていただきます</u><br/>(「i.設置町字名」「iv.最寄りの収容ルータの設置町字名」は、一般公開にはセキュリティリスクがあると考えます)</p> <p>(参考)ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書(2024.3.28)<br/>3.「交付金算定」に関するコスト算定(1)基本的な考え方<br/>(ウ)考え方(特異判定式における算定方法)</p> <p>ii)特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているか等が客観的に確認でき、透明性と公平性が担保されるようにするため、費用などは公表されることが適当である。それはi)の見直しの議論にも資するものであり、その<u>公表に当たっての具体的な項目や方法については、経営に関する情報等にも配慮しながら、総務省令等の中で総務省が策定することが適当</u>である。</p> |